

---

---

# 社会福祉法人 白根学園

## 中 期 計 画

---

---

《平成 29 年度～32 年度》

平成 29 年 6 月



社会福祉法人  
白根学園

# 目 次

---

■ はじめに	1
■ 白根学園 基本理念 「知識より 信仰より 愛を以て第一となす」	2
■ 基本方針	2
■ 職員行動指針	2

## 第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨	4
2 社会情勢の変化	4
(1) 障害者福祉をめぐる環境の変化	
(2) 第3期横浜市障害者プラン（平成27年度～32年度）	
(3) 社会福祉法人制度改革	
3 白根学園の沿革	5
4 運営方針	6
(1) 基本目標	
(2) 社会福祉法人改革への取り組み	
5 重点課題	6
(1) 障害者総合支援法による利用者が自立した日常生活または社会生活ができるように配慮した支援を行う	
(2) 利用者の高齢化や重度化に対応した利用者の機能訓練や余暇活動に力点を置いた環境整備とプログラムの作成・実践を行う	
(3) 年齢や体力等を考慮した健康管理、食育の提供を行い、施設内外における病気、けがなどの事故防止に努める	
(4) 財政基盤の強化に向けた取組を進める	
(5) 利用者の満足度を上げるために職員一人ひとりの知識・技術の向上を図る	
6 白根学園の課題	6
(1) 地域移行の推進（グループホーム、短期入所の整備方針）	
(2) ぶどうの実の実の加齢児対策（加齢児ゼロの達成）	
(3) 高齢化への対応	
(4) GHの収支改善	
(5) 新規事業の展開	
(6) 利用者の状況に合わせた就労Bの事業内容の転換	
(7) 事業収支の改善	
(8) 長期修繕計画の策定	

---

## 第2章 計画の内容

<b>1 計画策定にあたって</b>	8
<b>2 計画の方向性</b>	8
(1) 学園としての使命	
(2) 利用者支援に対する考え方	
<b>3 施設の現状・課題</b>	9
<b>4 障害者福祉の動向への対応</b>	14
(1) 障害者自立支援法の改正（平成24年4月1日）	
(2) 障害者総合支援法の制定・ポイント	
(3) 障害者総合支援法に向けての施策	
(4) 第3期横浜市障害者プランへの対応	
<b>5 これまでの事業実績</b>	20
<b>6 中期計画の重点方針</b>	25
(1) 重点方針	
(2) 重点戦略目標	
<b>7 中期計画で重点的に対応する課題等</b>	28
(1) 法人全体の課題	
(2) 各施設・事業所で対応する課題（施設年次計画）	
<b>8 計画の推進と見直し</b>	28
(1) PDCAサイクルによる計画の見直し	
(2) 行動計画の実行	
(3) 計画の進捗管理・評価	
<b>9 法人全体の課題 年次計画</b>	30
<b>10 拠点別年次計画</b>	32

# はじめに

社会福祉法人白根学園が創立されたのは昭和 35 年 5 月 12 日、初代理事長の三木信之先生と奥様の芳先生が「ぶどう寮」を建設し、5 人の障害児童を受け入れたことにより始まります。

白根の地を求めた理由は、

- 1 平和で安らぎの場所—子どもの第二の故郷として。
- 2 都心に近い—子どもを人里離れて隔離しない。
- 3 交通の便がある—いつでも家庭と交流できるために。
- 4 医療施設に近い。
- 5 地価が安く、将来拡張できる余地がある。
- 6 電気、水道、電話が入る。この全ての条件を備えていたためです。

また、500 坪の農地を無償でご寄附いただいた岩崎御一族の温かいご支援がなければできることでした。

創立者三木信之、三木芳夫妻の、施設を建設したいという強い思いが「児童寮」を開設することとなり、昭和 38 年には、社会福祉法人として認可され、その後成人寮、授産所、青年寮などを経て 14 施設、グループホーム 47 か所の事業所を運営する法人に成長しています。



# 社会福祉法人 白根学園（基本理念等）

---

## ■ 基本理念

「知識より 信仰より 愛を以て第一となす」

## ■ 基本方針

私たちは、

- 1 人としての尊厳を守ります
- 2 人権を擁護します
- 3 利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立った支援を行います
- 4 社会の一員として活動に参加でき、安心できる暮らしの実現に努めます
- 5 サービスの点検を行い、利用者に対して有効かつ適切な支援を行います
- 6 職員としての専門的役割と使命を自覚して行動し、日々研鑽に努めます

## ■ 職員行動指針

### ＜人としての尊厳を守る＞

- ① 利用者の呼称は「さん」付けをします。
- ② 常に励ましや賞賛など、利用者一人ひとりが安心や自信、誇りを持てるように配慮した言葉掛けや態度をとります。
- ③ 利用者一人ひとりの個性や障害特性、適性、可能性、生育の歴史や生活背景等を十分に把握し、それを踏まえて計画を立てて支援します。
- ④ 利用者の自傷・他傷行為や不適切な行為については、個々の特性を考慮して忍耐強く対応し改善を図ります。
- ⑤ サービスの利用に関しては、十分な説明をし、同意を得ます。
- ⑥ 個人情報の保護ならびに管理は徹底します。

### ＜人権を擁護する＞

- ⑦ いかなる理由によっても利用者を差別せず、見下したり、権威的になったり、命令的言動をとることはしません。
- ⑧ 体罰や暴力、正座などの身体に苦痛を与える行為、暴言、威圧などの心理的に傷つけ、抑圧する行為、無視や支援の拒否等々の行為は決して行いません。
- ⑨ 人権を侵害する行為に対しては毅然とした態度でのぞみます。
- ⑩ 利用者の自傷、他害、精神不安などの危険行為を回避するために、止むを得ず行動の制止または制限をする場合は、人権及び安全に配慮しながら必要最小限の範囲でなるべく複数の職員で対応します。

### ＜利用者の立場に立った支援＞

- ⑪ 利用者に様々な情報を分かりやすく積極的に提供し、的確な自己選択、自己決定ができるよう支援します。
- ⑫ 利用者からの様々なサインに気付き、受け止め、理解しようとする姿勢を堅持します。
- ⑬ 職員の好みや価値観を一方的に押し付けず、利用者が自立と自己実現の力を増すよう支援します。

### <社会の一員としての活動参加>

- ⑯ 学園と地域との双方の交流に努め、利用者が地域社会の一員として生活を営み、多くの活動に参加する機会が与えられるよう地域と連携します。
- ⑰ 地域の社会資源の利用に関する情報を提供し、利用者一人ひとりに合った社会参加を支援します。

### <サービスの点検>

- ⑯ サービスの効果について常に点検し、その改善、向上に努めます。
- ⑰ 苦情解決や第三者による評価など外部からの意見を積極的に取り入れ、サービスの点検に役立てます。

### <職員の使命>

- ⑱ 支援者としての自覚と責任を持ち、研修や自己研鑽を通して専門的スキルや資質の向上に努めます。
- ⑲ 価値観や支援方法等の共有化に努め、チームワークの向上を図ります。
- ⑳ 関係機関、団体などと連携し地域福祉の向上に努めるとともに、福祉制度の現状が真に障害のある人達の自立と自己実現を目指しているものとなっているかを点検し、必要な際には社会に向け意見を述べ行動します。



# 第1章 計画の背景

---

## 1 計画策定の趣旨

白根学園は、「知識より 信仰より 愛を以て第一となす」を基本理念に、社会福祉法人として、公益性の高い知的障害者福祉事業を展開しています。

こうした中、社会福祉法人を取り巻く環境は、高齢化の進展や社会福祉制度の見直し、支援内容の多様化など大きく変化してきています。

白根学園が今後も安定した経営を行い、利用者・家族や職員、地域の関係者から信頼され、安心したサービスを提供していくためには、将来に向けた「見通し」をしっかりと持ち、それに基づく取り組みを着実に進めていくことが大切です。

また、改正された社会福祉法では、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性向上、財務規律の強化などが規定されました。

社会福祉法人として、将来を見据え、3年から5年スパンの中・長期的な視点での事業計画や経営状況の判断が求められており、今回、新規に平成29年度から32年度の4年間の中期計画を策定するものです。

## 2 社会情勢の変化

### (1) 障害者福祉をめぐる環境の変化

障害福祉サービスの動向については、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、平成15年には、「支援費制度」へ転換が図られ、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約を結びサービスを利用することになりました。

18年4月には「障害者自立支援法」が施行され、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになると、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みでサービス提供が開始されました。

その後個々のニーズにもとづいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障害者自立支援法」が一部改正され、「障害者総合支援法」が25年4月に施行されました。

### (2) 第3期横浜市障害者プラン（27年度～32年度）

横浜市の障害者福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」は、「障害者基本法」にもとづく横浜市の障害者に関する施策の方向性等を定める「障害者計画」と、「障害者総合支援法」にもとづき円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の二つの性格を持っていますが、第3期計画では、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として策定されました。

計画には、相談支援、住まい、健康・医療、権利擁護、療育、人材の確保、就労日中活動、移動支援などの施策が盛り込まれており、地域生活を主眼として、自己決定、自己選択による地域生活への支援が大きな目標です。

### 3 白根学園の沿革

年　月	内　容
昭和 35 年 5 月 12 日	創立（契約施設）　子ども 5 人を受け入れ
昭和 36 年 2 月	財団法人として認可
昭和 36 年 10 月	児童福祉施設として認可
昭和 38 年 1 月	社会福法人として認可
昭和 38 年 9 月	入所更生施設「成人寮」開設（現、光の丘）
昭和 48 年 7 月	通所更生施設「成人寮通所」開設（現、風の丘）
昭和 51 年 5 月	通勤寮「白根青年寮」開設（現、自立サポートセンター 歩）
昭和 57 年 4 月	グループホーム「白根ホーム」設置
昭和 60 年 4 月	通所授産施設「白根学園通所授産所」開設（現、社会就労センターしらね）
平成 2 年 5 月	入所更生施設「第二成人寮」開設（現、しらねの里）
平成 11 年 4 月	分場「成人寮通所分場」開設（現、麦の丘）
平成 12 年 4 月	地域生活支援センターしらね開設（現、地域生活センター 和）
平成 13 年 4 月	分場「白根学園通所授産所分場」開設（現社会就労センターのぞみ）
平成 18 年 10 月	グループホーム「白根ホーム第二」開設（現、ホーム 歩）
平成 19 年 4 月	障害者自立支援法施行に伴い一部事業移行
平成 20 年 4 月	法人名称を「白根会」から「白根学園」へ変更
	各施設を新事業体系へ移行（自立訓練（宿泊型生活訓練）を除く）
	成人寮を「光の丘」「風の丘」「麦の丘」の 3 事業所に分割
平成 20 年 5 月	障害者支援施設「希望」開設
平成 20 年 10 月	青年寮を新体制に移行
平成 20 年 11 月	「風の丘」の従たる事業所を新井町のマイムビルに増設
平成 22 年 4 月	グループホーム「ホーム 望」開設/「しらねの里・げんき」開設
平成 23 年 3 月	グループホーム「ホーム 丘」・「ホーム 希望」開設
平成 23 年 11 月	グループホーム「ホーム 里」開設
平成 25 年 3 月	「工房 蟻」開所
平成 25 年 11 月	「工房 金魚」開所
平成 26 年 1 月	「相談支援センター コンシェル」開設
平成 26 年 2 月	光の丘新棟完成
平成 27 年 10 月	児童寮（ぶどうの実に改称）新棟完成

## 4 運営方針

### (1) 基本目標

- ① 学園創設の理念のもと、基本方針に則り、各施設・事業所が一体となって利用者の人間としての権利を守り、生き甲斐のある生活の実現を図る。
- ② 学齢期の児童に基本的生活習慣の確立を主たる目的として、通学等の必要な支援を行うとともに、家庭に代わる生活の場として、健康的な生活環境を整え、利用児・者の安全な生活を保障する。
- ③ 利用者のライフステージに応じ、療育や生産、創作、運動、文化活動を充実させることにより、利用者の心身の機能向上、維持を図るとともに、人や地域との関係を深め、社会参加の喜びを実感できるようにする。
- ④ 家族や地域の人々、ボランティア等との連携を深めるとともに、利用者個々の特性や意向に配慮して自立した日常生活力を高め、利用者の地域における生活や、それへの移行を支援し、人としての「普通の暮らし」更には「豊かな暮らし」の実現を図る。

### (2) 社会福祉法人改革への取り組み

社会福祉法の改正に伴い、次のことを進める。

- ① 経営組織のガバナンス強化
- ② 事業運営の透明性の向上
- ③ 財務規律の強化
- ④ 地域における公益的な取り組みの推進

## 5 重点課題

- (1) 障害者総合支援法による利用者が自立した日常生活または社会生活ができるよう配慮した支援を行う
- (2) 利用者の高齢化や重度化に対応した利用者の機能訓練や余暇活動に力点を置いた環境整備とプログラムの作成・実践を行う
- (3) 年齢や体力等を考慮した健康管理、食育の提供を行い、施設内外における病気、けがなどの事故防止に努める
- (4) 財政基盤の強化に向けた取組を進める
- (5) 利用者の満足度を上げるために職員一人ひとりの知識・技術の向上を図る

## 6 白根学園の課題

- (1) 地域移行の推進 (GH、短期入所の整備方針)  
採算性、職員の確保、法人内の利用者で移行可能な人の検証
- (2) ぶどうの実の加齢児対策 (加齢児ゼロの達成)  
成人入所施設への転所、他の法人施設への転所

### (3) 高齢化への対応

- ア 入所施設…介護対応、重度化・高齢化が進んだ場合の対応策の検討
- イ 通所施設…メニューの見直し
- ウ 就労………作業メニューの見直し
- エ GH………介護対応、重度化・高齢化が進んだ場合の対応策の検討

### (4) GH の収支改善

- ア ホーム丘については、収支改善を更に図るために、具体的な改善計画を策定し、改善を図っていく必要がある。
- イ 世話人の体制や本体施設職員の兼務体制等運用の見直しが必要。

### (5) 新規事業の展開

- ア 地域貢献事業
  - ・利用者家族の講演会の開催
  - ・利用者・職員による地域の清掃活動の実施
  - ・地域住民向けの相談事業の実施
  - ・地域住民向け講演会、勉強会の開催
  - ・障害者理解や職員・ボランティア勧誘に繋がる講演会の開催

### (6) 利用者の状況に合わせた就労 B、生活介護の事業内容の転換

- ア 就労しらねについては、利用者の高齢化もあり、事業転換も含め事業内容の見直しが必要。
- イ 風の丘では、重度化により日中生活介護の利用者の参加状況の減がみられるため、健康管理や興味の持てる活動などの事業見直しが必要。

### (7) 事業収支の改善

- ア 光の丘については、更に収支改善を図るために、具体的な改善計画を策定し、年次計画で改善を図っていく必要がある。
- イ 希望については、職員体制や運用見直しにより収支改善を図ってく必要がある。

### (8) 長期修繕計画の策定

- ア 歩については、築後 35 年を経過しており、早急に修繕計画を立て、年次計画で修繕を行う必要がある。
- イ 就労しらねについては、築後 30 年を経過しており、早急に修繕計画を立て、年次計画で修繕を行う必要がある。
- ウ 里については、築後 25 年を経過しており、早急に修繕計画を立て、年次計画で修繕を行う必要がある。
- エ 希望については、築後 7 年を経過しており、一部設備等に劣化が出てきているので、早急に修繕計画を立て、年次計画で修繕を行う必要がある。

# 第2章 計画の内容

## 1 計画策定にあたって

法人を取り巻く経営環境がめまぐるしく変化する中、法人が安定した経営基盤を確立し、恒常に良質で安全かつ安心なサービスを提供していくことを目的に策定する。

当面の課題を整理し、その解決に向け、組織的に取り組んでいくこととする。

また、経営計画は、経営理念の実現に向けた具体的目標とそれを達成するための具体的行動計画である。したがって計画を作ること自体が目的でなく、行動計画を着実に実践し、目標を達成することが重要となる。そのためには、単年度の重点活動方針及び事業計画を具体化していくことが必要である。

## 2 計画の方向性

### (1) 学園としての使命

初代理事長 三木 信之氏の言葉にある、以下の考えを元に、障害者の幸せの道を作っていくことが学園の使命と考える。

**総て此の世に生まれ出た者に、無駄な命のあるはずがない。必ず成すべき幾つかの善がある。**

**精神薄弱者（児）達—現在の医学の力ではその殆どは治すことが出来ない。教育の法を持ってしても普通人とはなり得ない。**

**然し、その彼等でも、理解有る環境でよい指導と訓練を受けるなら、彼等の持つ分相応の力を、發揮して、社会のために、又生産の面につくす事は出来る。**

**先ず彼等に安住の地を与えよう。働く方法を教えよう。そして、彼等なりの力で自信と喜びをもってこの世に生きて行かせよう。**

**たとえ、おろかに生まれても、しあわせに生きる道は有る。それをつくることが吾々社会人のなすべきわざである。**

※ 文章中に一部差別的表現が含まれていますが、初代理事長の考えを正確に伝えるため、当時のままの表現で掲載することとしました。

### (2) 利用者支援に対する考え方

- ① 人としての尊厳を守る
- ② 人権を擁護する
- ③ 利用者の立場に立った支援を行う
- ④ 社会の一員としての活動参加を支援する
- ⑤ サービスを常に点検し、改善、向上に努める
- ⑥ 職員の使命として、支援者としての自覚と責任を持ち、専門的スキルや資質の向上に努める

### 3 施設の現状・課題

#### (1) ぶどうの実

##### 《現状》

###### ○入所率 90%以上確保

- ・児童福祉法に基づく措置入所が9割を占めており、社会的必要性による入所が優先されるので、空床の補充が円滑には進まない。
- ・障害特性、年齢、性別などによるユニット型施設なので、適正な空床の補充が難しい。

###### ○社会的養護、虐待、家庭内暴力、自閉症等、支援困難児童の増加

- ・養護性の高い児童は、乳幼児期の適切な親子関係が築かれていないため、大人への不信から暴力的、破壊的、内向的な問題行動のある児童が増えている。
- ・発達障害や自閉症スペクトラム障害など、集団での生活が難しい児童の支援プログラムが確立していない。

###### ○障害児入所施設の減

- ・横浜市内にあった県立障害児入所施設が平成29年3月末で閉鎖（市外に新設）されたため、市内の同様施設は5か所、定員180名となった。
- ・短期入所を含め、受け入れ施設が減少した。また市立施設の民営化により、指導的役割の施設がなくなった。

##### 《課題》

###### ○加齢児対策（平成33年3月 0ゼロ目標）

- ・28年度末4人（加齢児1名、卒業3名）、以下各年度の卒業予定者は29年度末7人、30年度末7人、31年度末4人、32年度末1名となっている。
- ・法人内施設移行のためのルール化が必要であり、成人施設での入所選考会議や法人全体での加齢児会議等を活用していく。
- ・基本的に法人内での対応（法人内優先）を基本とし、法人全体としての考え方、基準を設定する。

###### ○通所支援事業の充実

- ・平成29年4月に指定を受けた通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス事業）について、利用児童の円滑な受け入れと安定的な運営をめざす。
- ・利用児童の支援体制を充実するため、旭区こども連絡会などの関係機関との密接な情報交換等を行う。

###### ○職員研修の充実

- ・支援技術、方法等利用児童の個別支援と施設内プログラムの確立のため、専門的なテーマに基づく派遣研修や専門講師を招いての施設内研修を実施する。

###### ○地域における公益的な取組の検討

- ・社会福祉法人として、地域の福祉ニーズを踏まえ、日常生活または社会生活上の支援を必要とする住民に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することについて検討する。

## (2) **光の丘**

### 《現状》

- 新棟開設以降の、事業活動のマイナス収支
- 職員の広範囲・多岐にわたる業務内容
- 利用者障害程度が多様化・混在し、支援の困難さ が難しい。
- 施設入所及びグループホームは常に満床状態で、待機者も多い。併せて短期利用のニーズも高い。
- 平成 28 年度開設の相談室及びミドルステイモデル事業は手探り状態。
- 居住棟の浴室やリビング等、安全確保と機能性が不十分。
- 地域との共生・貢献事業が十分ではない。
- 多種多様な生活介護の活動内容

### 《課題》

- 安定した運営体制の構築及びグループホーム事業の適正運営
- 業務体制の整理及び分離等々の再編
- 障害が多様化する利用者の支援の充実と向上
- 施設入所者の地域移行推進・グループホームの新設
- 相談事業の拡充
- 居住棟の補修・改修
- CAFÉ LUCE の利用を含めた、地域との共生
- 日中活動プログラムの整理と余暇の充実

## (3) **風の丘・森の音・麦の丘**

### 《現状》

- 通所機能は、入所者における職住分離環境や GH が減らない限り、在宅ケース も含めニーズは今後もある。
- 風の丘・・55 歳以上 24 名。作業スペース広く、バリアフリーできている。  
60 名定員は多い？
- 森の音・・在宅者の森の音利用によりスムーズな GH 移行の足がかりになる。  
地域ニーズは低くない。
- 麦の丘・・建設 20 年、老朽化。作業場一つで手狭、実習生少なく、来ても難しい人。
  - ・就 B 工賃が安く利用者の呼び込みが出来ない。
  - ・就 B と生活介護の多機能型施設だが、住みわけがなく、生活介護利用者中心に製パン作業の難しい方が出ている。
  - ・障害により年齢よりも早い高齢化、重度化進む

### 《課題》

- 風の丘・・だるま作りの継承・引継ぎ。専任職・専門職手当  
作業、余暇以外の日課の導入(リハビリや運動目的の専門性のある日課)。

○風の丘送迎体制・・横浜便、ホーム関係利用者の送迎となっている。在宅者にも個別送迎ができるとよい（車両確保、運転手確保、外部サービスの活用）

○麦の丘

- ・食品表示法への対応。
- ・多機能としての機能化。
- ・就労継続 B 型の工賃向上。
- ・建物…職の安全を実施できる衛生面の環境整備。  
高齢化への対応～バリアフリー化。
- 立地…店舗としての立地よくなく、スペース狭い。

○風の丘 60 人 定員変更によるシミュレーション。麦の丘の課題も含めた定員や体制、建物の検討。

(4) **自立サポートセンター歩**

《現状》

○施設が 41 年経過し老朽化が著しい。特に水回りを始めとする設備関係と外壁が劣化。

○宿泊型自立訓練事業の将来像を検討しつつ、今後の事業展開を考え、修繕等を行っていく必要がある。

《課題》

○全面建替えは、建ぺい率の関係で大幅に面積が縮小してしまうことを考慮しながら早期に施設調査、修繕計画を作る必要がある。

○ホーム歩・・一般就労でなく、現状作業所等で安定している人が増えており、いつまでホーム歩として対応していくのか検討必要。

○知的に軽度故の課題・・心理面、精神面では手厚い支援体制が必要であるにも関わらず、知的な遅れが軽いため障害があるように見えず、逆に理解されにくい。多問題家庭を背景に持つ軽度知的障害者の行き場所がなく、現行の施策に乗りにくいため、歩の専門性が必要とされる。

○人材育成・・専門性重要、主任クラス育成、外部研修や歩だけの講師による研修会企画等実施

○宿泊型自立訓練事業という事業形態が現在の形で残るか微妙な時期となっている（利用者像としては社会的ニーズはある）。

(5) **相談支援センターコンシェル**

《現状》

○相談体制・・・・・ 専任 2 名、兼務者 8 名により運営

○コンシェル会議・・ 各事業所の利用状況の確認、各事業所の状況把握

#### 《課題》

- 相談業務の専門性確立、内部・外部研修の実施
- 計画相談の重要性の周知、啓発
- 法人外からの利用者受入れに伴う諸調整
- 各事業所からのバックアップ体制

### (6) **社会就労センターしらね・社会就労センターのぞみ**

#### 《現状》

- 就労しらね
  - ・利用者の高齢化進行、介護保険施設への移行者、併用者が増加
  - ・開設当初から実施のクリーニング作業が利用者の高齢化、機械の老朽化から作業が難しくなっている。
- 就労のぞみ
  - ・定員 20 名のところ、1名欠員。
  - ・製菓作業・・店舗や製造ラインの高度化に現状設備がついていけない。

#### 《課題》

- 就労しらね
  - ・建物再整備に向けた検討
    - ・建物調査
    - ・他事業所整備や再編
    - ・新規作業の取組
  - ・利用者稼働率向上に向けた取組
  - ・利用者高齢化・重度化による作業メニュー見直し
- 就労のぞみ
  - ・他事業所整備や再編に向けた検討
    - ・店舗兼ねた別施設検討
    - ・新規利用者の受け入れ
    - ・販路拡大
    - ・現状設備をベースとした衛生環境の改善
  - ・利用者高齢化・重度化による作業メニュー見直し

### (7) **地域生活センター和**

#### 《現状》

- 利用者、嘱託職員の高齢化が進む。大部分の人が病気を持っており、医療的ケアのニーズの増加や歩行困難が増えている。
- 利用者の高齢化に伴い、歩行困難、認知症等の対応ケースの増加により、高齢者サービス（特養等のデイサービス、ショートステイ）の利用調整が必要

となっている。

- 慢性的な人手不足により嘱託職員の雇用延長をせざるを得ない状況があり、定年（70歳）が困難なケースもでている。
- 夜勤業務の募集は反応が鈍く、職員の穴埋め夜勤が増加している。
- 世話人会議 年間10回 60名中・・約1/3出席、スタッフ間の情報共有、関係調整課題。（年2回面談を実施）
- 現行職員を3グループに分けて（1グループ×6ホーム）体制で管理

#### 《課題》

- 施設18か所、定員85名・・管理スパンが大きくなっている。
- 利用者、嘱託職員とも高齢化。
- 夜勤・・正規職員がほぼ入っている 10月6回/人
- 人手不足による職員配置、ネットワーク情報共有化、夜間緊急時対応強化
- 日中作業・・高齢化等により介護サービスのニーズが増えている
- 利用者個々に対応した日中サービスの提供

### （8） **しらねの里・しらねの里げんき**

#### 《現状》

- 2年後、白根の里・元気利用者40名中20名が65歳を超える。現在、65歳利用者について福祉サービスと介護サービスを併用している。今後看取りを行うケースが増えてくる。
- 既に横浜市の中区、南区で障害サービスと介護保険の併用が出来なくなっている。
  - ・今後、介護事業所併設の検討必要か？
- 利用者居室 相部屋、短期入所
  - 利用者プライバシー無し、強行利用者・病気・感染など個室でないと対応が難しい
- 内装工事等・・28年度 LED設置、エアコン設置、食堂内内装工事  
29年度 管理棟LED設置、屋根補修、喫茶店改装、中庭補修  
30年度～給排水工事他
- エリアごとの運営実施 上白根町エリア（しらねの里）、光が丘エリア（げんき）

#### 《課題》

- 準個室化検討（パーテーション利用）・・40名へ定員減
- バリアフリー対応なし エレベーターなし
- 短期入所4床（空床型）・・相部屋なので重い自閉症・発達障害等の受け入れが難しい。幅広く対応するためには個室化が必要。
- 高齢者の日中活動の選択肢の一つとして、日中入浴ができる設備を持った生活介護事業所の必要性（介護事業も検討の必要がある）に対する法人内の検討。

- G.Hの世話人等の配置、通院等を管理していく居宅介護事業の必要性に対する法人内の検討。
- 保育園児～小学生の発熱時等の一時預かり、サッカー教室に通う小学生の一時預かり等ができる学童クラブの検討（サッカー教室との連携・食事の提供・送迎等々）。

#### (9) **希望・工房金魚**

##### 《現状》

- 開設9年目、来年10周年 横浜市要請による白根学園3番目の入所施設、交通アクセス良い
- 鶴見区の地域性もあり、唯一の入所施設としての機能を如何に地域と連携をとり有効に活用するか。
- 短期入所（10）稼働率100%超えている（300人登録）。
 

現在、市内で短期枠が減少している中で、利用希望は増加してきている。隣接する川崎市や入所機能の少ない東京都からの問い合わせも増えてきている。希望としては、入所施設としての機能と共に現在在宅で、作業所や活動ホームを利用している方の現状を把握するために、近隣事業所（法人）と密に連携をとり役割を検討する。
- 希望らしさ⇒メリット・地域性 入所からG.Hへ
- 28年度末にグループホーム（パセリ）開設：5名定員
- サルビア・・ランチ提供を平日に毎日実施すると共にメニューを充実させる。

##### 《課題》

- 地域移行をどのように進めるか⇒特性をもった利用者の支援について
- 地域生活に関する受け皿（住環境、活動場所）をどのように準備するか
- 適正な人材確保⇒ユニット支援の在り方
- 地域資源としての施設の活用⇒障害者支援にとどまらず様々な要支援者への対応の可能性（非常災害時含む）

## 4 障害者福祉の動向への対応

### (1) 障害者自立支援法の改正（平成24年4月1日）

#### ① 障害者総合支援法の制定までの経緯

2009（平成21）年の政権交代後、障害者制度の集中的な改革を行うために、同年12月には内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置されました。またその下では、障害当事者や障害者福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成される「障がい者制度改革推進会議」が開催され、障害者制度の見直しに向けた検討が始められました。

この会議では、障害者に関するさまざまな制度の改革について議論が行われ、その意見として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が取

りまとめられました。そして、この意見を踏まえ、政府は「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を、2010（平成22）年6月29日に閣議決定しました。

この閣議決定では、「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする『障害者総合福祉法』（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、2012（平成24）年の通常国会への法案提出と、2013（平成25）年8月までの施行を目指す。」こととされました。この障害者総合福祉法（仮称）については、2010（平成22）年4月に障がい者制度改革推進会議の下に設置された「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」（以下「総合福祉部会」という。）において、新法制定への検討が始められました。

総合福祉部会では、2011（平成23）年8月までに18回の議論が行われ、同月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して－」が取りまとめられました。また、この議論が行われている間に、障がい者制度改革推進会議での議論等を踏まえ、障害の有無にかかわらずすべての国民が共生する社会を実現するため、個々の障害者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めること等を盛り込んだ、「障害者基本法の一部を改正する法律」が2011（平成23）年7月に成立しました。

総合福祉部会による提言や改正障害者基本法等を踏まえ、厚生労働省において新たな法律の検討が進められ、与党での議論も経て、2012（平成24）年3月13日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定され、同日国会へと提出されました。

この法律案は、衆議院において政府案に一部修正が加えられたのち、同年4月18日に衆議院厚生労働委員会で、同26日に衆議院本会議でそれぞれ可決されました。なお、衆議院での修正のポイントは、①障害程度区分を障害支援区分に見直すこと、②障害者の意思決定支援を明確化すること、③地域生活支援事業に関し都道府県と市区町村の役割分担を明確にすること等でした。

その後、同年6月19日に参議院厚生労働委員会で、翌20日に参議院本会議でそれぞれ可決され、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、同27日に公布されました。

## （2）障害者総合支援法のポイント

2012（平成24）年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）となりました。その主な内容は次のとおりです。

## ① 目的・基本理念

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなります。また、2011（平成23）年7月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定されます。

## ② 障害者の範囲の見直し

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられます。一定の難病とは、「難治性疾患克服研究事業」の対象である130 疾患と関節リウマチとされています。難病の患者への福祉サービスにつきましては、これまで補助金事業として一部の市区町村での実施にとどまっていましたが、障害者総合支援法の対象となることにより、すべての市区町村での実施が可能になります。

## ③ 障害支援区分への名称・定義の改正

現在の「障害程度区分」が知的障害、発達障害、精神障害の状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして「障害支援区分」へと改正されます。

特に、知的障害及び精神障害につきましては、コンピューター判定（一次判定）で低く判定される傾向がありました。そのため、新法では区分の制定にあたり適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとされています。

## ④ 障害者に対する支援の見直し

障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、「共同生活介護（ケアホーム）」は「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されます。また、グループホームにおける新たな支援形態としまして、外部サービスの利用によるサービス提供も検討されています。

「重度訪問介護」及び「地域移行支援」は、それぞれ利用対象が拡大されます。重度訪問介護は、これまで重複肢体不自由者が対象のサービスでしたが、新たに重度の知的障害者及び精神障害者も利用可能となります。地域移行支援につきましては、これまで施設に入所している障害者及び精神科病院に入院している精神障害者が対象のサービスでしたが、「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」も対象に追加されます。なお、具体的な範囲は現在検討が行われています。

## ⑤ 地域生活支援事業の見直し

法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記されたことを受けて、市区町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加されます。

市区町村が実施する地域生活支援事業の必須事業としては、  
障害者に対する理解を深めるための研修・啓発  
障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援  
市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修  
意思疎通支援を行う者の養成（手話奉仕員の養成を想定）  
が追加されます。

都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業としては、  
意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、または派遣する事  
業（手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成または派遣を想定）  
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市区町村相互間の連絡調整等広域的な対応が  
必要な事業が追加されます。

## ⑥ サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する  
事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加えるほか、いわ  
ゆる P D C A サイクルにそって障害福祉計画を見直すことを規定する等、サービス  
提供体制を計画的に整備するための規定が設けられます。

また、自立支援協議会の名称につきましても、地域の実情に応じて定められるよ  
うにするとともに、当事者や家族の参画が法律上に明記されます。

## ⑦ 検討規定

障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方等幅広い内容について、法律の施  
行後 3 年を目途に検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定  
されます。具体的には、

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労  
の支援その他の障害福祉サービスのあり方

障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方

障害者の意思決定支援のあり方

障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のた  
め意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方

等について検討が行われます。また、検討に当たっては、障害者等及びその家族そ  
の他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

なお、この障害者総合支援法への改正は 2 段階で施行されます。上記のうち、①  
②⑤⑥⑦が 2013（平成 25）年 4 月 1 日から、③④が 2014（平成 26）年 4 月 1 日から  
それぞれ施行されます。

### (3) 障害者総合支援法に向けての施策

- ① 障害者の高齢化・重度化に対応した支援の充実
- ② 地域移行支援の拡充
  - ア グループホームの整備推進
  - イ グループホーム転出者に対する入所施設職員によるサポート強化

### ③ 地域生活支援事業の見直し

- ア 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- イ 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援

### (4) 第3期横浜市障害者プランへの対応

#### ① 基本目標

自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまち「ヨコハマ」を目指す

#### ② テーマ

##### ○テーマ1 出会う・つながる・助け合う

「障害のあるなしによって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合い共に生きる社会」の実現に向け、いつでも相談できる場所や適切に対応できる支援体制を構築することが必要。

必要な情報を適切に発信するとともに、障害理解に向けた普及・啓発、相談支援体制と相談窓口の明確化を進める。

##### 【取組】

- ア 普及・啓発
- イ 相談支援
- ウ 情報の保障
- エ 災害対策

##### ○テーマ2 住む、そして暮らす

社会資源を充実させ、どんな障害があっても、できる限り自ら「住まいの場」を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようとする。

「住まいの場」を確保し、生活を支援するための施策を充実させる。

##### 【取組】

- ア 障害の特性に合わせた住まいの充実
  - ・グループホームの設置・運営
  - ・障害者支援施設・障害児施設の再整備等
  - ・福祉施設入所者の地域生活への移行
  - ・民間住宅への入居推進
- イ 地域での生活を支える仕組みの充実
  - ・在宅生活を支える地域の拠点
  - ・地域生活を支えるサービス・短期入所、日中一時支援

- ・障害者の自立生活支援と公権的支援の推進・自立生活アシスタント

○テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

- 障害児・者の福祉・保健・医療のネットワークの構築
- 生活環境のバリアフリー化、権利擁護の取組の推進

○テーマ4 いきる力を学び・育む

- ライフステージを通じて切れ目のない一貫した支援体制の構築と施策展開
- 障害児・者を支える人材の確保・育成

○テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

- 住み慣れた地域で一人ひとりの力に合った働きの場所や活動場所を選択できる仕組み作り、移動支援や余暇活動の充実

【取組】

ア 一般就労

- ・一般就労の促進と定着支援の充実
- ・福祉的就労から一般就労への移行

イ 福祉的就労

- ・作業の充実と工賃向上
- ・受注促進及び自主製品の販路拡大
- ・社会参加する機会の確保

ウ 日中活動

- ・日中活動場所の役割の明確化及び設置促進
- 生活介護、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援B型

エ 移動支援

- ・移動支援の充実による社会参加の促進

オ 文化・スポーツ・レクリエーション

- ・文化・芸術活動の推進

## 5 これまでの事業実績

### ■ ぶどうの実・利用実績等

年 度	区 分	定員	年度末人員		加齢児		就学時		未就学児	
			男	女	男	女	男	女	男	女
28年度	入 所	30	20	10	2	2	16	8	2	0
	短期入所	利用実人数49名、入所延べ日数835日						入所:12名		
27年度	日中一時	利用実人数29名、預り延べ日数131日						退所:4名(4/1)		
	入 所	30	20	9	2	0	17	9	1	0
26年度	短期入所	利用実人数37名、入所延べ日数884日						入所:9名		
	日中一時	利用実人数37名、預り延べ日数102日						退所:8名(4/1)		
25年度	入 所	30	20	8	5	1	15	7	0	0
	短期入所	利用実人数24名、入所延べ日数527日						入所:9名		
	日中一時	利用実人数18名、預り延べ日数255日						退所:9名(4/1)		

### ■ 光の丘・利用実績等

#### 光の丘

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		稼働率%	* 平均年齢	* 平均障害支援区分
			男	女	男	女			
28年度	施設入所	40	26	14	26	14	96	37.4	5.5
	生活介護	80	17	12	18	13	99	-	-
	短期入所	10	-	-	-	-	81	-	-
27年度	施設入所	40	20	20	26	14	96	-	-
	生活介護	80	51	38	51	36	96	-	-
	短期入所	10	-	-	-	-	53	-	-
26年度	施設入所	40	20	20	20	20	94	-	-
	生活介護	80	46	36	51	38	92	-	-
	短期入所	10	-	-	-	-	50	-	-

#### ホーム丘(グループホーム 8か所)

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		稼働率% 等	* 平均年齢	* 平均障害支援区分
			男	女	男	女			
28年度	共同生活 援助	46	22	24	22	24	89% 退所 1 入所 1	49.7	5.0
27年度	共同生活 援助	46	22	24	22	23	95%	-	-
26年度	共同生活 援助	40	18	18	22	18	92%	-	-

### ■ 光の丘相談室

年 度	事業内容	人員体制
28年度	横浜市二次相談事業 横浜市ミドルステイモデル事業 指定一般相談支援事業(地域移行・地域定着)	相談支援専門員(専任)1名 相談支援専門員(兼務)3名 相談員(兼務)1名

### ■ 風の丘・利用実績等

#### 風の丘

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		月平均 利用人数	* 平均 年齢	* 平均 障害支援 区分
			男	女	男	女			
28年度	生活介護	60	59	36	55	33	1,192	44.3	4.9
27年度	生活介護	60	50	32	53	33	1,209	-	-
26年度	生活介護	60	49	29	49	31	1,155	-	-

森の音

年 度	区 分	定員	延べ利用人数		延べ利用人数 (計)
			男	女	
28年度	短期入所	7	1,521	741	2,266
27年度	短期入所	7	167	93	260

麦の丘

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		月平均 利用人数	* 平均 年齢	* 平均障害支 援区分
			男	女	男	女			
28年度	就労継続B	10	1	8	0	7	189	46.8	3.3
	生活介護	10	6	5	6	5	202		
27年度	就労継続B	10	1	9	1	8	184	-	-
	生活介護	10	6	5	6	4	202		
26年度	就労継続B	10	0	9	1	9	167	-	-
	生活介護	10	6	6	6	5	215		

■ 自立サポートセンター歩・利用実績等

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		月平均 利用率%	* 平均 年齢	* 平均障害支 援区分
			男	女	男	女			
28年度	宿泊型 自立訓練事業	20	11	6	9	5	10名退寮 7名受入れ	22.2	5.1
	自立生活 アシスタント事業	登録制	33		27		5名解除	-	-
27年度	宿泊型 自立訓練事業	20	9	8	6	4	入所3名 退所9名	-	-
	自立生活 アシスタント事業	登録制	29		31			-	-
26年度	宿泊型 自立訓練事業	20	8	7	10	9	入所15 退所11	-	-
	自立生活 アシスタント事業	登録制	29		31			-	-

ホーム歩(グループホーム 8か所)

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		平均利用率	* 平均 年齢	* 平均障害支 援区分
			男	女	男	女			
28年度	共同生活援助	52	30	21	30	18	90	33.1	5.7
27年度	共同生活援助	52	30	22	30	20			
26年度	共同生活援助	52	29	22	20	22			

■ 社会就労センター・利用実績等

就労センターしらね

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		年度内 異動者	* 平均 年齢	* 平均障害支 援区分
			男	女	男	女			
28年度	就労継続B	20	13	7	13	7	入所:男1	-	-
	生活介護	20	16	7	17	7			
27年度	就労継続B	20	14	7	14	7		-	-
	生活介護	20	16	6	16	7			
26年度	就労継続B	20	15	8	15	7		-	-
	生活介護	20	15	4	16	6			

就労センターのぞみ

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		年度内 異動者	* 平均 年齢	* 平均障害支 援区分
			男	女	男	女			
28年度	就労継続B	10	5	6	5	7	退所:女1 入所:女1	-	-
	生活介護	10	5	3	5	2			
27年度	就労継続B	10	5	5	5	5		-	-
	生活介護	10	6	6	5	4			
26年度	就労継続B	10	5	5	5	5		-	-
	生活介護	10	6	5	6	5			

ホーム望(グループホーム4か所)

\* 28/9/1現在

年度	区分	定員	年度当初人員		年度末人員		年度内異動者	*平均年齢	*平均障害支援区分
			男	女	男	女			
28年度	共同生活援助	19	10	9	10	9		43.4	3.3
27年度	共同生活援助	19	10	9	10	9		-	-
26年度	共同生活援助	19	4	9	10	9		-	-

■ しらねの里・利用実績等

\* 28/9/1現在

年度	区分	定員	年度当初人員		年度末人員		備考	*平均年齢	*平均障害支援区分
			男	女	男	女			
28年度	施設入所	50	21	21	21	20	退所4人 入所3人	48.8	5.3
	生活介護	40	20	20	20	20		-	-
	短期入所	空床型	利用人数886人、延べ利用日数1460日(60.7%)					-	-
27年度	施設入所	50	19	21	21	21		-	-
	生活介護	40	20	21	22	21		-	-
	短期入所	空床型	利用人数872人、延べ利用日数1464日(59.6%)					-	-
26年度	施設入所	50	19	20	19	21		-	-
	生活介護	40	19	20	19	21		-	-
	短期入所	空床型	利用人数39人、延べ利用日数678日					-	-

しらねの里・げんき

年度	区分	定員	年度当初人員		年度末人員		備考
			男	女	男	女	
28年度	生活介護	40	26	22	24	22	退所2人
27年度	生活介護	40	26	24	26	22	
26年度	生活介護	40	24	23	26	24	

ホーム里(グループホーム4か所)

\* 28/9/1現在

年度	区分	定員	年度当初人員		年度末人員		備考	*平均年齢	*平均障害支援区分
			男	女	男	女			
28年度	共同生活援助	20	10	10	10	10		62.3	4.9
27年度	共同生活援助	20	10	10	10	10		-	-
26年度	共同生活援助	10	5	5	10	10		-	-

■ 地域生活センター和・利用実績等

グループホーム18か所

\* 28/9/1現在

年度	区分	定員	年度当初人員		年度末人員		備考	*平均年齢	*平均障害支援区分
			男	女	男	女			
28年度	共同生活援助	85	83		79			56.5	3.9
			49	34	47	32			
27年度	共同生活援助	84	81		83			-	-
			49	32	49	34			
26年度	共同生活援助	85	83		81			-	-
			49	34	49	32			

■ 希望・利用実績等

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		備考	* 平均年齢	* 平均障害支援区分
			男	女	男	女			
28年度	施設入所	60	39	21	38	21	退所1、入所1	41.3	5.5
	(生活介護)	54	35	19	29	14	工房金魚へ12名	-	-
	(自立訓練)	6	1	4	0	0	H29.3.31事業廃止	-	-
	短期入所	10	登録者 345名(男231、女114) 延べ利用人数3,630人、稼働率101%				定員男8、女2	-	-
27年度	施設入所	60	39	21	38	20	退所2、入所1	41.3	5.5
	(生活介護)	54	35	19	29	14	工房金魚へ12名	-	-
	(自立訓練)	6	1	4	1	3	退所1、入所1、入所	-	-
	短期入所	10	登録者 321名(男211、女110) 延べ利用人数3,400人、稼働率93%				定員男8、女2	-	-
26年度	施設入所	60	39	21	38	21		41.3	5.5
	(生活介護)	54	37	17	37	17	退所2、入所1	-	-
	(自立訓練)	6	2	4	1	4	退所1、入所0	-	-
	短期入所	10	登録者 296名(男231、女114) 延べ利用人数3,630人、稼働率101%				定員男8、女2	-	-

工房金魚

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		備考
			男	女	男	女	
28年度	生活介護	30	21		26		外部通所者2名増 入所利用者3名増
			9	12	13	13	
27年度	生活介護	30	20		21		外部通所者2名増 入所利用者3名増
			9	11	9	12	

ホーム希望(グループホーム5か所)

\* 28/9/1現在

年 度	区 分	定員	年度当初人員		年度末人員		備考	* 平均年齢	* 平均障害支援区分
			男	女	男	女			
28年度	共同生活援助	29	11	11	12	13	3/31バセリ新設定員5	48.7	4.3
27年度	共同生活援助	24	11	11	12	12		-	-
26年度	共同生活援助	24	11	11	11	11		-	-

■ 相談支援センターコンシェル

年 度	計画相談作成		モニタリング実施		地域相談登録者	
	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均
28年度	68	5.7	901	75.1	5	5
27年度	123	10.3	948	79	5	4
26年度	183	15.3	656	54.7	3	3

## ■ 職員数等参考データ

年度	職員数	正規	嘱託	正規職 平均年齢
28年度	586	294	292	35.1
27年度	562	292	270	35.2
26年度	549	293	30	33.8

## ■ 資金収支実績

(単位:千円)				
	H26年度	H27年度	H28年度	
事業活動による収支				
収入	2,787,137	2,902,207	3,040,003	
支出	2,698,803	2,856,359	2,932,284	
事業活動収支差額 ①	88,334	45,848	107,718	
施設整備等による収支				
収入	131,569	541,960	96,762	
支出	203,081	672,595	147,198	
施設整備等資金収支差額 ②	-71,511	-130,635	-50,436	
その他の活動による収支				
収入	201,327	195,013	41,169	
支出	220,776	71,185	77,100	
その他の活動収支差額 ③	-19,448	123,828	-35,931	
当期資金収支差額 ④=①+②+③	-2,626	39,041	21,350	
前期末支払資金残高 ⑤	766,853	764,226	803,268	
当期末支払資金残高 ④+⑤	764,226	803,268	824,619	

## ■ 事業活動実績

	H26年度	H27年度	H28年度
サービス活動増減の部			
収益	2,806,092	2,854,264	2,993,133
費用	2,715,839	2,900,722	3,076,802
サービス活動増減差額 ①	90,253	-46,457	-83,668
サービス活動外増減の部			
収益	53,432	47,943	466,869
費用	52,791	39,664	38,229
サービス活動外増減差額 ②	641	8,278	8,640
経常増減差額 ③=①+②	90,894	-38,178	-75,028
特別増減の部			
収益	135,016	511,930	95,570
費用	143,751	535,953	94,363
特別増減差額 ④	-8,735	-24,022	1,206
当期活動増減差額 ⑤=③+④	82,159	-62,201	-73,822
繰越活動増減差額の部			
前期繰越活動増減差額 ⑥	1,484,108	1,548,818	1,200,182
当期末繰越活動増減差額 ⑦=⑤+⑥	1,566,267	1,486,617	1,126,360
基本金取崩額 ⑧			
その他の積立金取崩額 ⑨	82,497	353,074	28,982
その他の積立金積立額 ⑩	99,946	639,510	50,500
次期繰越活動増減差額 ⑪=⑦+⑧+⑨-⑩	1,548,818	1,200,182	1,104,843

## 6 中期計画の重点方針等

### (1) 重点方針

#### ① サービスの質の向上

- ・良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供します。
- ・継続的にサービスの質の向上に向けた取り組みを行います。
- ・サービスの担い手である職員の質の向上を推進します。
- ・これらを実現するための体制・仕組みを構築し、確実に運用します。

#### ② 職員の人材育成と管理監督者のスキルアップ

- ・階層別研修、新任研修、専門分野別研修、資格取得の支援
- ・法人がめざす職員像を明示しながら、職員の適正な評価、キャリア形成や自己実現の支援なども含めた育成システムを構築し、職員育成の充実を図ります。
- ・キャリア形成や能力開発を行うための各種教育・研修の実施を行います。
- ・専門性の向上にむけた資格取得支援を充実します。
- ・主体的、自立（自律も含む）的なリーダーの育成を強化します。
- ・リーダーのマネジメント能力の向上に取り組みます。（人材育成力、財務管理能力を含む）
- ・総合的な人材の育成を推進します。

#### ③ 地域貢献と公益的取組の推進

- ・地域の多様な援助ニーズを幅広く把握し、社会福祉法人の責務を果たすべく、公益的取り組みや事業を推進します。
- ・周辺住民との良好な関係を維持するため、相談や研修会の開催など、地域貢献活動を充実させます。
- ・制度の狭間や市場原理では満たされないニーズへ対応します。
- ・地域のまちづくりに協力します。

#### ④ 地域移行の推進

- ・GH の建設を進め、施設入所者を地域での生活に移行させます。
- ・短期入所の稼働率を上げることで、GH など地域での生活の体験を行います。
- ・利用者個々の特性や意向に配慮して自立した日常生活力を高め、利用者の地域における生活や、それへの移行を支援し、人としての「普通の暮らし」の実現を図ります。

#### ⑤ 経営基盤の強化

- ・正確な会計処理
- ・適正な意思決定や長期的な経営視点を持った組織管理
- ・計画的な事業経営
- ・計画的で無理のない資金計画と財務管理
- ・計画的な職員の採用、育成、任用、研修の実施

## (2) 重点戦略目標

### ① 重度化・高齢化への対応

利用者の重度化・高齢化に伴う機能訓練や余暇活動支援を強化するため、環境整備やプログラムの作成・実践を行います。

- ・入所施設…介護対応、重度化・高齢化が進んだ場合の対応等を検討します。
- ・通所施設…メニューの見直し
- ・就労………作業メニューの見直し
- ・GH………介護対応、重度化・高齢化が進んだ場合の対応等を検討します。

### ② 加齢児の解消

加齢児の解消に向け、地域移行や成人施設入所への取組を強化します。

### ③ 多様化する発達障害への対応

多様化する発達障害像に対応した援助技術の修得及び思春期年齢児童への支援に関する研修を強化します。

### ④ 権利擁護の取組強化

- ・利用者の人権を尊重し、個人の尊厳が守られる福祉サービスを提供します。
- ・利用者のプライバシー、個人情報を保護し、信頼性の高い福祉サービスを提供します。
- ・これらを実現するための体制、仕組みを構築し、確実に運用します。
- ・利用者のプライバシーが確保されるよう生活環境の整備に取り組みます。
- ・安全で衛生的かつ快適な環境の整備に取り組みます。
- ・全体研修や事業所内でのディスカッション、「人権チェックリスト」をもとにした全職員向けアンケートなどを実施することにより、人権意識の向上を図ります。

### ⑤ 利用者本位の支援

利用者本位の自己決定を重視した個別支援計画を作成し、日中活動、地域生活、社会生活を支える。

### ⑥ 利用者の就労の継続を支援し、日常生活の充実・安定を図る。また、工賃を確保するため、作業内容や販路の拡大を進めます。

### ⑦ グループホーム入居者が必要とするサービスを職員、世話人で共有し、事業所としての支援体制を再構築します。

### ⑧ 職員配置計画

各施設における、指定福祉サービス事業に係る人員換算基準に基づき配置していくとともに、退職などによる欠員が生じた場合は、速やかに補充します。また、年度当初に、職員採用計画を策定し、次年度以降の事業運営に支障をきたさないように計画的に行います。

現行法上必要なサービス管理責任者などについては、サービスの質を確保するため、事業ごとに必要なサービス管理責任者を配置するとともに、受講資格があるものについては、積極的に養成研修を受講させこととします。

⑨ 職員・人材の確保

- ・ 良質な人材確保にむけ、パンフレットやホームページ、求人サイトなど採用ツールを効果的に活用し、人材確保に努めます。
- ・ 積極的な情報発信に努め、法人のブランド力を高めます。
- ・ 小中高校における福祉教育にも積極的に協力し、福祉の仕事の啓発を図ります。
- ・ 障害者雇用に積極的に取り組みます。
- ・ 多様な人材（高齢者、障害者等）を登用します。

⑩ 職員の定着

- ・ 働き甲斐のある、魅力ある職場づくりに取り組みます。
- ・ 労働関係法令の遵守と適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりを推進します。
- ・ 給与に限らない職員待遇の改善に継続的に取り組みます。
- ・ ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進します。
- ・ 経営管理者、上司、部下、同僚間等それぞれの関係で、円滑で良好なコミュニケーションを取りながら業務を進める、組織風土づくりを推進します。
- ・ 職員満足度調査などのアンケートを活用し、魅力ある職場づくりを進めます。

⑪ 情報発信・事業運営の透明性向上

- ・ 義務化された経営情報の公表や学園内の様々な情報をホームページなどの媒体を通して発信し、透明性の高い法人経営を確立します。

⑫ 組織統治・ガバナンスの確立

- ・ 経営理念に基づく経営方針及び社会福祉関係法令等を遵守し、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を行います。
- ・ 法人経営を行う上で基本となる社会的規範やモラルを守ります。
- ・ 福祉サービスは対人サービスが基本であり、その職業上高い倫理性が求められることを職員一人ひとりまで周知します。
- ・ 社会福祉法人を取り巻くさまざまなリスクから組織を守り、不祥事等を未然に防止するための具体的な取り組みを推進します。

⑬ 健全な財務規律の確立

- ・ 公益性に根ざした事業活動を可能とするために、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立します。
- ・ 法人の事業運営を法令、定款等に従って計画的かつ効率的に行うとともに、法人の経営状況と財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行います。
- ・ 中長期的視点からの事業計画と財務計画を立て、健全な財務規律を確立します。

⑯ 内部管理体制の整備

- ・業務の適正執行を確保するための内部管理体制を整備します。
- ・経営理念に基づく経営方針及び社会福祉関係法令等を遵守し、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を行います。
- ・法人経営を行う上で基本となる社会的規範やモラルを守ります。
- ・福祉サービスは対人サービスが基本であり、その職業上高い倫理性が求められることを職員一人ひとりまで周知します。
- ・社会福祉法人を取り巻くさまざまなリスクから組織を守り、不祥事等を未然に防止するための具体的な取り組みを推進します。

⑰ 長期修繕計画の策定

老朽化している施設に関し、早急に修繕計画を作成し、年次計画に基づき修繕を行っていきます。（就労センターしらね、自立サポートセンター歩、しらねの里）

⑱ 防災・防犯対策

年間計画に基づき、法令に定められた各事業所単位の防災訓練や情報受伝達訓練、AED を用いた救命講習会などを行うとともに、各施設の防犯設備や連絡体制、対応方法などに関して、適宜確認等チェックを実施します。

## 7 中期計画（29年度～32年度）で重点的に対応する課題等

### （1）法人全体の課題

- ① 職員の人材育成と管理監督者のスキルアップ
- ② 地域貢献と公益的取組の推進
- ③ 地域移行の推進
- ④ 高齢化への対応
- ⑤ 加齢児の解消
- ⑥ 権利擁護の取組強化
- ⑦ 職員配置計画
- ⑧ 職員・人材の確保
- ⑨ 職員の定着
- ⑩ 情報発信・事業運営の透明性向上
- ⑪ 組織統治・ガバナンスの確立（法人制度改革）
- ⑫ 健全な財務規律の確立（法人制度改革）
- ⑬ 内部管理体制の整備（法人制度改革）
- ⑭ 長期修繕計画の策定

### （2）各施設・事業所で対応する課題（施設年次計画参照 P-32）

## 8 計画の推進と見直し

### （1）P D C A サイクルによる計画の見直し

中期事業計画は平成29年度から32年度までの4年間を計画期間としていますが最終年度には、各施策・事業の評価及び検討を行い、次期計画の策定に繋げることとします。

## (2) 行動計画の実行

行動計画の実行にあたっては、まず、「どんな課題に、何のために、どのように」取り組むか、繰り返し職員に説明し、組織目標を浸透させることが重要である。このため、組織(グループ、係等)や担当職員が、主体的に取り組めるよう適切な役割分担を行います。

## (3) 計画の進捗管理・評価

中心的な役割を担う職員に計画の実施状況をマネジメントさせ、施設長等は適宜、報告・連絡・相談を受け、適切なフォローを行います。また、人事考課制度の中間面接を活用するなどし、必ず計画の進捗状況を確認します。なお、状況変化が生じた場合や効果が得られない場合は、行動計画の修正を行うことも必要と考えます。

各年度の達成状況の評価は、人事考課制度における施設長の期末面接において評価を実施します。



## 9 法人全体の課題 年次計画

個 別 事 業	検討 △ 一部実施 ○ 実施 ◎ 継続 ⇒			
	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
<b>① 職員の人材育成と管理監督者のスキルアップ</b>				
人材育成プログラムの作成	◎	⇒	⇒	⇒
階層別研修、昇格者研修、資格取得支援等	◎	⇒	⇒	⇒
課長会・係長会の開催	⇒	⇒	⇒	⇒
新採用職員研修、新人フォロー研修	⇒	⇒	⇒	⇒
全職員向け研修	⇒	⇒	⇒	⇒
他施設交流研修・体験研修(採用年次の新しい職員対象)	⇒	⇒	⇒	⇒
<b>② 地域貢献と公益的取組の推進</b>				
地域貢献事業の検討	△	⇒	⇒	⇒
地域貢献事業の実施	◎	⇒	⇒	⇒
<b>③ 地域移行の推進</b>				
法人内の利用者移行可能な人の検証	△	○	⇒	⇒
グループホーム建設の内部検討	△			
採算性検討、職員確保	△			
<b>④ 重度化・高齢化への対応</b>				
入所施設:介護対応、生活介護メニュー見直し、その他対応策検討	△	○	⇒	⇒
通所施設:作業メニュー見直し	△	○	⇒	⇒
就労:作業メニューの見直し	△	○	⇒	⇒
グループホーム:介護対応、その他対応策の検討	△	○	⇒	⇒
<b>⑤ 加齢児の解消</b>				
加齢児解消に向けた法人内の方針等検討	△	○	⇒	⇒
法人内成人施設入所の検討	△	○	⇒	⇒
法人内グループホーム入所の検討	△	○	⇒	⇒
他法人施設への移行検討	△			
<b>⑥ 権利擁護の取組強化</b>				
外部講師による体系的研修の実施(3年計画)	◎	⇒	⇒	△
外部講師による体系的研修検証				◎
職員全体研修	⇒	⇒	⇒	⇒
人権チェックリストによる全職員向けアンケート実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事業所内研修・ディスカッション	⇒	⇒	⇒	⇒
権利擁護委員会での検討	⇒	⇒	⇒	⇒
<b>⑦ 職員配置計画</b>				
職員採用計画策定(年度当初)	◎	⇒	⇒	⇒
中途採用計画検討、実施(毎月施設の職員充足状況等確認)	◎	⇒	⇒	⇒

<b>⑧ 職員・人材の確保</b>				
	新卒者採用事務(求人サイト掲載、3月から説明会・見学会、6月から試験実施)	◎	⇒	⇒
	学校訪問、就職フェア参加、	⇒	⇒	⇒
	中途採用手続き(求人サイト掲載、隨時試験実施)	⇒	⇒	⇒
	ホームページ求人欄の充実(正規職・嘱託求人、職員活動風景、先輩インタビュー等)	◎	⇒	⇒
<b>⑨ 職員の定着</b>				
	課長会・係長会等での魅力ある職場づくりの検討	△	○	⇒
	職員満足度調査の実施	◎	⇒	⇒
	職員満足度調査分析による改善項目等設置	◎	⇒	⇒
	改善項目の実施	○	⇒	⇒
<b>⑩ 情報発信・事業運営の透明性向上</b>				
	ホームページを活用した情報発信(義務化された経営情報等)	⇒	⇒	⇒
	ホームページでの学園内イベント、施設行事、利用者・職員の活動等発信	◎	⇒	⇒
	広報SHIRANE、各施設広報誌等の定期的発行	⇒	⇒	⇒
<b>⑪ 組織統治・ガバナンスの確立(法人制度改革改革)</b>				
	議決機関としての評議員会の設置	◎	⇒	⇒
	役員・理事会・評議員会の権限、責任等明確化	◎	⇒	⇒
	会計監査人の設置	◎	⇒	⇒
<b>⑫ 健全な財務規律の確立(法人制度改革改革)</b>				
	法人による役員報酬基準の設定	◎	⇒	⇒
	再投下可能な財産額(社会福祉充残額)がある場合の事業計画作成	◎	⇒	⇒
	中長期視点から事業計画を立て、健全な財務規律を確立する	◎	⇒	⇒
<b>⑬ 内部管理体制の整備(法人制度改革改革)</b>				
	業務の適正執行を確保するための内部管理体制の整備	◎	⇒	⇒
	経営・リスク管理・コンプライアンス等に関する内部監査の実施	◎	⇒	⇒
<b>⑭ 長期修繕計画</b>				
	老朽化が著しい施設の調査実施	◎	⇒	⇒
	修繕計画の作成	◎	⇒	⇒
	修繕工事の実施(必要年度に実施)	○	⇒	⇒



## 10 拠点別年次計画

個 別 事 業	検討 △ 一部実施 ○ 実施 ◎ 継続 ⇒			
	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
<b>① ぶどうの実</b>				
加齢児対策				
法人内加齢児対策会議	⇒	⇒	⇒	⇒
法人内施設移行ルール化検討	△	○	◎	⇒
地域移行・成人施設移行	⇒	⇒	⇒	⇒
障害児通所支援事業				
児童発達支援事業	◎	⇒	⇒	⇒
放課後等デイサービス事業	◎	⇒	⇒	⇒
地域貢献事業				
こども食堂	◎	⇒	⇒	⇒
短期入所利用経済的困窮世帯の利用者負担軽減	◎	⇒	⇒	⇒
訪問事業(保育園、児童養護施設)			△	△
障害児相談支援事業			△	△ ○
地域支援事業の分室化(短期入所、デイサービス、相談支援)			△	△ ○
<b>② 光の丘</b>				
業務体制の再編及びグループホームの安定運営	○	◎	⇒	⇒
工房螢の事業所独立(業務区分の整理)	○	◎	⇒	⇒
支援の充実・向上(高齢者・強度行動障害者・軽度発達障害者 等)	⇒	⇒	⇒	⇒
グループホームの新設(施設入所利用者の地域移行の推進)	△	◎	△	◎
相談室の専門集団化及び拡充	○	○	○	◎
施設改修(部屋、浴室等)(居住棟の安全確保と環境整備)	△	○	○	◎
地域貢献事業(地域との共生を目指し)				
ハード面(地域交流室・CAFÉ LUCE・展望食堂・螢農地等)の活用	○	○	◎	⇒
ソフト面(事業所が持つ専門性)の活用	△	○	◎	⇒
生活介護事業				
特色ある活動内容(余暇含む)	○	◎	⇒	⇒
健康及び運動機能の維持を図るためのプログラムの構築	○	◎	⇒	⇒
<b>③ 風の丘・森の音・麦の丘</b>				
風の丘				
利用者重度化・高齢化を踏まえた作業メニューの見直し	○	○	◎	⇒
運動機能を高める又は維持するためのプログラムの構築	○	○	◎	⇒
だるま作りの継承	△	○	○	◎
麦の丘				
食品表示への適用	△	◎	⇒	⇒
就B、生活介護の住み分け。	○	○	◎	◎
衛生環境の整備	△	○	○	○

	施設老朽化・修繕計画・バリアフリー環境・衛生環境整備	△ △ ○ ○
	新規事業所・店舗等の検討	△ △ ○ ○
	パン作りの継承	△ ◎ ⇒ ⇒
	風の丘・麦の丘の役割分担	△ ○ ⇒ ⇒
	法人内での事業所再編検討	△ △ ○ ○
	地域貢献事業	○ ○ ◎ ◎
	だるま絵づけ教室	⇒ ⇒ ⇒ ⇒
	地域パン教室	⇒ ⇒ ⇒ ⇒
	新規貢献事業検討	△ ○ ◎ ◎
④	自立サポートセンター歩	
	施設老朽化	
	建物調査	◎
	修繕計画の作成	◎
	事業形態の検討	
	宿泊型または後継事業形態での運営	△ △
	宿泊型での事業継続が難しい場合の事業形態	△ △
	相談支援等研修体制の強化	◎ ⇒ ⇒ ⇒
	同業他施設との職員交流・情報交換の強化	◎ ⇒ ⇒ ⇒
	実習生・研修生の積極的受け入れ	◎ ⇒ ⇒ ⇒
⑤	社会就労センター	
	就労センターしらね	
	建物再整備に向けた検討	△ △
	・建物調査	◎
	・他事業所整備や再編	△ ⇒ ○ ◎
	・新規作業の取組	⇒ ○ ◎ ⇒
	利用者稼働率向上に向けた取組	○ ◎ ⇒ ⇒
	利用者高齢化・重度化による作業メニュー見直し(生活介護・就労B)	◎ ⇒ ⇒ ⇒
	就労センターのぞみ	
	他事業所整備や再編に向けた検討	△ △
	・店舗を兼ねた別施設検討	△ ⇒ ○ ◎
	新規利用者の受け入れ	○ ◎ ⇒ ⇒
	販路の拡大	○ ◎ ⇒ ⇒
	衛生環境改善(現状設備をベース)	◎ ⇒ ⇒ ⇒
	利用者高齢化・重度化による作業メニュー見直し(生活介護・就労B)	◎ ⇒ ⇒ ⇒
	ホーム望 GH新規開設	◎ ⇒ ⇒ ⇒
	地域貢献事業	
	・作業活動ワークショップ開催	△ ◎ ⇒ ⇒
	・地域製菓教室	△ ◎ ⇒ ⇒

<b>⑥ 地域生活センター和</b>				
利用者の重度化・高齢化への対応				
介護対応(ヘルパー導入等)		◎	⇒	⇒
重度化・高齢化の対応策検討		△	○	⇒
グループホーム機能分担、再編検討		△	△	○
高齢者など利用者の法人内施設への移動		△	◎	⇒
世話人の確保		◎	⇒	⇒
<b>⑦ しらねの里</b>				
施設修繕・改修				
LED、食堂内装改修		⇒	⇒	⇒
居室環境の改善(居住面積増・プライバシー確保(個室化))		◎	⇒	⇒
施設老朽化				
建物調査		◎	◎	◎
修繕計画の作成		◎	⇒	⇒
利用者高齢化・重度化				
作業メニュー見直し(生活介護)		◎	⇒	⇒
介護対応(ヘルパー導入等)		◎	⇒	⇒
法人内での施設役割分担検討		◎	⇒	⇒
地域貢献事業				
入浴サービス検討		◎	○	⇒
グループホーム再編		◎	⇒	⇒
権利擁護等の人権侵害・虐待防止策の作成				
権利擁護等の対策マニュアルに関するプロジェクトチームの発足		◎	⇒	⇒
権利擁護等の研修に関するOJT並びにOff-JTの強化		◎	⇒	⇒
<b>⑧ 希望</b>				
建物修繕改修関係				
建物調査		◎	◎	◎
修繕計画の作成		○	◎	⇒
改修工事の検討		△	○	○
新規グループホーム検討		△	△	◎
生活介護所検討		△	△	○
居宅サービス部門設置検討(相談事業所)		△	△	△
地域貢献事業		△	○	○
洋服ポスト		⇒	⇒	⇒
地域や学校などへ向けた福祉講座の検討		△	○	○
サルビアを活用した事業		⇒	⇒	⇒
基幹相談事業所との連携		△	◎	⇒
<b>⑨ 相談支援センターコンシェル</b>				
相談支援専門員の育成				
研修体制の強化		◎	⇒	⇒
相談の継続性		○	⇒	⇒
専門性の向上		○	⇒	◎
外部機関との連携体制の強化		◎	⇒	⇒
相談事業所としての実習生の受け入れ		△	○	◎
事務所の整備		△	⇒	⇒